

# 佐賀市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
17年度	人 203,491	千円 66,836,040	千円 947,181	千円 13,306,877	% 19.9

(注) 1 本市は、平成17年10月1日付で新設合併を行いましたので、平成17年度の決算額は合併後新市分と合併前旧市町村分とを合算したものとなっています。  
2 人件費Bには、特別職（市長、市議会議員など）に支給される給料、報酬などを含みます。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体：一般市(IV-1) 平均 一人あたり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
17年度	人 1,409	千円 5,621,356	千円 1,071,844	千円 2,278,172	千円 8,971,372	千円 6,367	千円 6,620

(注) 1 本市は、平成17年10月1日付で新設合併を行いましたので、平成17年度の決算額は合併後新市分と合併前旧市町村分とを合算したものとなっています。  
また、職員数は合併前旧市町村における平成17年4月1日現在の人数を合算したものとなっています。  
2 職員手当には、退職手当を含みません。  
3 類似団体：一般市(IV-1)とは、本市と人口規模、産業構造が類似している団体です。

### (3) 特記事項

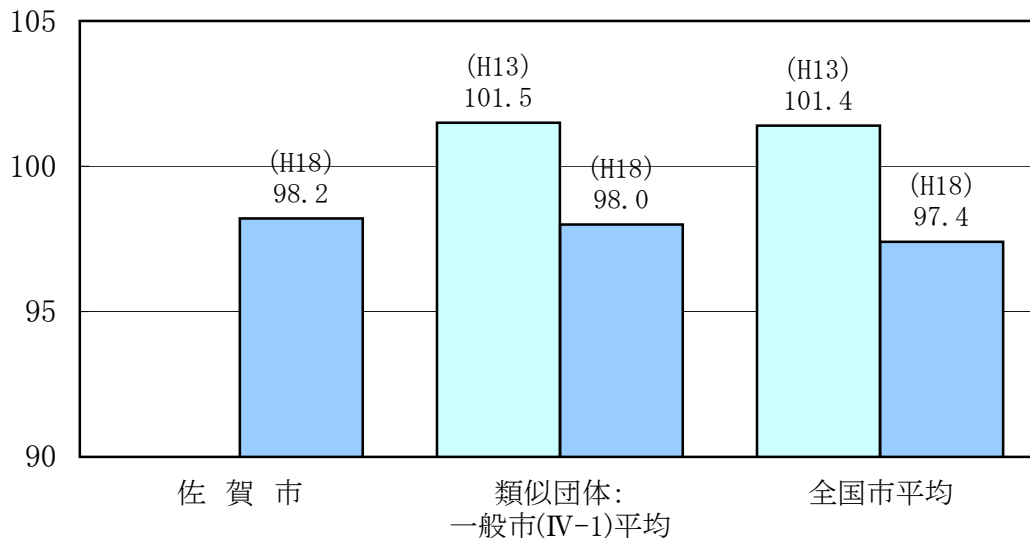
ア 平成17年10月1日付で1市3町1村（旧佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村）が新設合併を行いました。そのため、平成17年度以前の支給実績等を記載すべき欄については空欄とし、参考までに、合併後新市での実績（合併後半年間分）又は合併後新市での実績と合併前旧市町村での実績とを合算したものを、別途記載しています。

イ 現在行っている給与の減額措置は、以下のとおりです。

区分	減 額 措 置 内 容
特別職	市長、助役及び収入役の給料の10～20%減額
一般職	管理職手当の5～15%減額

詳細はこちらをご覧ください。  
→ 5 特別職の報酬等の状況  
→ 4 職員の手当の状況（6）

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
2 類似団体：一般市(IV-1)平均とは、本市と人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
3 本市は平成17年10月1日付で新設合併を行っているため、5年前との比較を行うことができません。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
佐賀市	42.6 歳	346,295 円	408,514 円	371,710 円
佐賀県	43.3 歳	357,397 円	427,445 円	381,579 円
国	40.4 歳	328,477 円	—	381,212 円
類似団体：一般市(IV-1)	43.0 歳	348,054 円	414,267 円	381,624 円

#### ②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
佐賀市	47.1 歳	353,113 円	387,273 円	370,895 円
うち清掃職員	45.1 歳	348,073 円	395,842 円	370,312 円
うち用務員	46.5 歳	343,114 円	376,236 円	363,359 円
うち学校給食員	50.7 歳	374,411 円	387,206 円	382,270 円
佐賀県	48.0 歳	341,017 円	383,120 円	356,723 円
国	48.4 歳	286,500 円	—	318,595 円
類似団体：一般市(IV-1)	45.4 歳	328,669 円	363,255 円	348,251 円

#### ③幼稚園教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
佐賀市	46.5 歳	374,800 円	381,388 円
佐賀県	42.6 歳	394,222 円	438,324 円
類似団体：一般市(IV-1)	43.8 歳	355,718 円	381,334 円

(注) 1 「平均年齢」は10進法で表示しています。

2 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

4 「類似団体：一般市(IV-1)」とは、本市と人口規模、産業構造が類似している団体です。

### (2) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区分	佐賀市	佐賀県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	134,000 円	135,600 円
	中学卒	— 円	127,700 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	276,382 円	323,790 円
	高校卒	219,975 円	280,663 円
技能労務職	高校卒	※ 219,243 円	※ 284,010 円
	中学卒	— 円	— 円

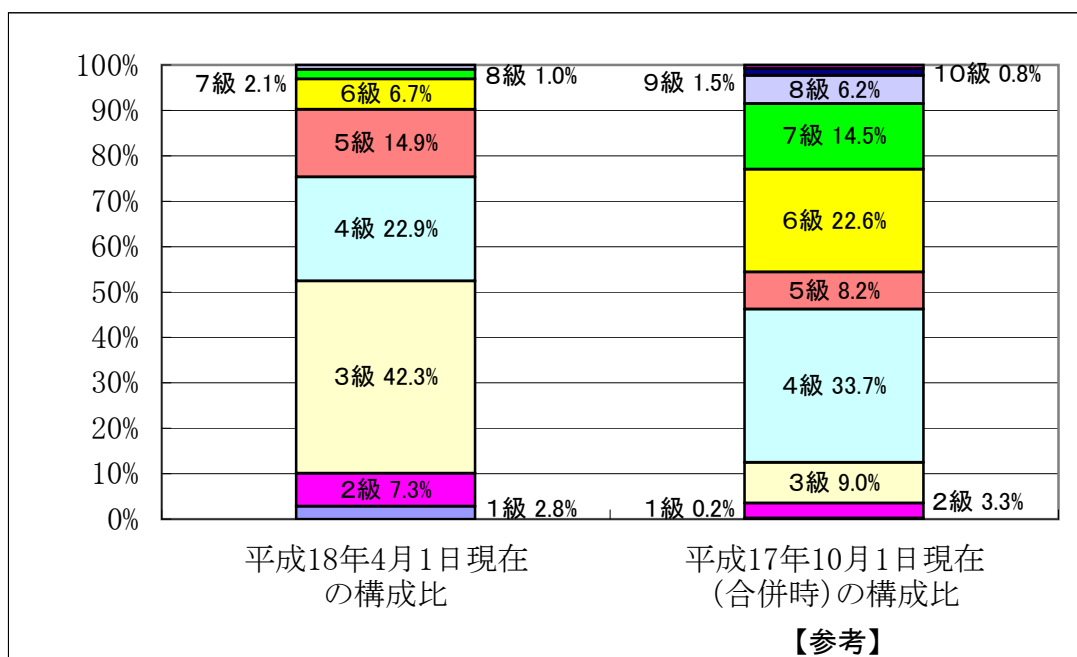
(注) ※の金額については、区分の1年間では対象職員が極めて少人数となるため、それぞれの区分について経験年数が9年以上12年未満、14年以上17年未満、19年以上22年未満の職員を対象として算出しています。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	部長の職務又はこれに相当する職務	11人	1.0%
7級	副部長の職務又はこれに相当する職務	22人	2.1%
6級	困難な業務を所掌する課長の職務又はこれに相当する職務	71人	6.7%
5級	1 課長の職務又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する副課長の職務又はこれに相当する職務	159人	14.9%
4級	1 副課長の職務又はこれに相当する職務 2 困難な業務を分掌する係長の職務又はこれに相当する職務	244人	22.9%
3級	1 係長の職務又はこれに相当する職務 2 主任の職務又はこれに相当する職務	451人	42.3%
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	78人	7.3%
1級	一般的な業務を行う主事及び技師の職務	30人	2.8%

(注) 1 佐賀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に10級制から8級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

#### (2) 昇給期間短縮の状況

区	職員数	全職種
17年度	A	—人
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数 B	—人
	比率 B/A	—%
16年度	A	—人
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数 B	—人
	比率 B/A	—%

#### 【参考】

区	職員数	一般行政職
17年度	A	1,066人
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数 B	64人
	比率 B/A	6.0%

(注) 【参考】は、合併後新市にて昇給期間を短縮して昇給した職員について記載しています。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

佐賀市	佐賀県	国
1人当たり平均支給額（17年度） — 千円	1人当たり平均支給額（17年度） 1,805 千円	—
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% —	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

#### 【参考】

佐賀市
1人当たり平均支給額（17年度） 1,660 千円

- (注) 1 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。  
2 【参考】は、合併後新市での支給分と合併前旧市町村での支給分とを合算して算出しています。

### (2) 退職手当（平成18年4月1日現在）

佐賀市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 — 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 — 千円

#### 【参考】

佐賀市
1人当たり平均支給額 7,240 千円
自己都合 勤続・定年 25,770 千円

- (注) 【参考】は、平成17年度中に退職した職員に支給した退職手当の平均額であり、合併後新市での支給分と合併前旧市町村での支給分とを合算して算出しています。

### (3) 地域手当 (平成18年4月1日現在)

支給実績（17年度決算）			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）			— 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	13 %	4 人	13 %
大阪府大阪市	11 %	0 人	11 %
医師（診療所）	8 %	1 人	11 %
（病院）	50以内 %	6 人	

#### 【参考】

平成17年10月1日以降 支給実績	1,440 千円
----------------------	----------

- (注) 【参考】は、合併後新市での支給実績（富士大和温泉病院を除く。）を記載しています。

### (22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	18 %	18 %
大阪府大阪市	15 %	15 %

- (注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

#### (4) 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（17年度決算）		—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）		—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度）		—	%
手当の種類（手当数）		22	種類
手当の名称	支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
税務等事務手当	一般職	市税又は国保税に関する調査、徴収、財産差押の事務に従事した場合。	日額900円～1,350円
伝染病疫病作業手当	一般職 技能労務職	伝染病患者（疑似患者を含む）の救護、物件の処理作業に従事した場合。	日額290円
社会福祉業務手当	一般職	保健福祉部の職員で、生活扶助に係る指導・相談・調査又は老人福祉施設への入居措置に関する業務に従事した場合。	月額2,400円～8,000円
死亡人取扱作業手当	一般職 技能労務職	死亡人の取扱作業に従事した場合。	一体3,000円
最終処分場業務手当	一般職	最終処分場における不燃残渣物等の埋立及び保管プラスチック搬出作業等の業務に従事した場合。	日額520円
廃棄物処理作業手当	一般職	廃棄物処理作業の業務に従事した場合。	日額280円
	技能労務職	塵芥の収集及び処理等都市清掃作業の業務に従事した場合。	日額520円 リマン加算180円～360円
用地交渉業務手当	一般職	公共事業に伴う土地、建物等の取得等の交渉業務に従事した場合。	日額250円
つくし斎場業務手当	一般職 技能労務職	つくし斎場における火葬に関する業務に従事した場合。	日額680円
下水浄化センター業務手当	一般職	下水浄化センターにおける水質監視及び機械や設備等の運転操作管理に関する業務に従事した場合。	日額300円
下水道人孔内作業手当	一般職	現に供用している下水道人孔内で調査・検査に従事した場合。	日額370円
災害応急作業手当	一般職 技能労務職	佐賀市災害本部が設置され、規則で定める気象条件の下において災害対策のために屋外作業に従事した場合。	日額350円
保健指導業務手当	一般職	保健師が結核患者等の家庭を訪問し、当該患者等の保健指導の業務に従事した場合。	日額230円～290円
高所作業手当	一般職	地上10メートル以上の足場の不安定な場所で工事の検査、調査、指導、監督等に従事した場合。	日額220円～320円
資格手当	一般職	土木、建築又は電気に関する国家検定資格を有する職員が検査、監督又は調査の業務に従事した場合。	月額4,000円～5,000円
道路、河川等の現場作業手当	技能労務職	道路、河川、橋梁等の土木現場作業の業務に従事した場合。	日額310円
給食調理作業手当	技能労務職	小学校、保育所における給食調理作業の業務に従事した場合。	日額100円
研究手当	医療職	医師及び歯科医師の業務に従事した場合。	月額290,000円以内
特老診療手当	医療職	医師が特別養護老人ホームにて嘱託医として診療を行った場合。	日額10,000円
放射線取扱手当	医療職	診療放射線技師その他の職員が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した場合。	月額11,000円（技師） 日額230円（その他）
検査業務手当	医療職	検査技師等が検査業務に従事した場合。	月額7,000円
薬業手当	医療職	薬剤師が薬務業務に従事した場合。	月額7,000円
特殊現場作業手当	医療職	自動車運転手及び特殊な勤務に従事することを命ぜられた職員が、これらの職務に従事した場合。	月額3,000円

#### 【参考】

平成17年10月1日以降支給実績（17年度）	15,688	千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度）	18.1	%

（注）【参考】には、合併後新市での支給実績（富士大和温泉病院を除く。）を記載しています。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (17年度決算)	—	千円
職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)	—	千円
支給実績 (16年度決算)	—	千円
職員1人当たり平均支給年額 (16年度決算)	—	千円

【参考】超過勤務手当及び休日給

平成17年10月1日以降支給実績 (平成17年度)	386,126	千円
---------------------------	---------	----

(注) 【参考】には、合併後新市での支給実績(富士大和温泉病院を除く。)を記載しています。

(6) その他の手当 (平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者：13,000円</li> <li>扶養親族2人まで：1人につき6,000円 3人目以降：1人につき5,000円</li> <li>※配偶者が扶養親族でない場合： 扶養親族1人目6,500円</li> <li>※配偶者がいない場合： 扶養親族1人目11,000円</li> <li>※16歳から22歳までの子： 1人につき5,000円 加算</li> </ul>	同じ	—	— 千円	— 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家、借間 支給限度額 27,000円</li> <li>持家 2,000円</li> <li>※新築・購入後5年目までは3,000円</li> </ul>	一部異なる	持家の支給金額及び期間	— 千円	— 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>6ヵ月定期券代又は通勤距離に応じて支給 (通勤距離2km未満は支給なし)</li> <li>交通機関利用者 (電車・バス等)： 支給限度額 55,000円</li> <li>交通用具利用者 (自動車・バイク等)： 2,200円 ~ 38,400円</li> </ul>	一部異なる	交通用具利用者の距離区分	— 千円	— 円
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給</li> <li>・定額 23,000円</li> <li>・加算限度額 45,000円</li> </ul>	同じ	—	— 千円	— 円
休日給	<ul style="list-style-type: none"> <li>祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給</li> <li>勤務1時間当たりの給与額×1.35×時間数</li> </ul>	同じ	—	— 千円	— 円
夜勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給</li> <li>勤務1時間当たりの給与額×0.25×時間数</li> </ul>	同じ	—	— 千円	— 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給</li> <li>・一般の宿日直 4,200円</li> <li>・特別の宿日直 支給限度額 30,000円</li> </ul>	同じ	—	— 千円	— 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長級 76,500円 (90,000円)</li> <li>・副部長級及び支所長 62,900円 (74,000円)</li> <li>・本庁課長及び支所総務課長 56,700円 (63,000円)</li> <li>・本庁参事(6級)及び支所課長 45,600円 (48,000円)</li> <li>・参事 38,000円 (40,000円)</li> <li>・診療所長 給料月額の8%</li> <li>・病院 院長 給料月額の50%</li> <li>・ 副院長(医療職) 給料月額の30%</li> <li>・ 医長 給料月額の15%</li> <li>・ 技師長、士長等 給料月額8%</li> </ul> <p>※手当額の5~15%の減額措置を実施。 ( )内は減額前の手当額。 ※減額期間：H18.1.1~H20.3.31</p>	異なる	支給額	— 千円	— 円

管理職員特別勤務手当	・部長級	10,000円	異なる	支給額	— 千円	— 円
	・副部長級及び支所長	9,000円				
	・本庁課長及び支所総務課長	8,000円				
	・本庁参事(6級)及び支所課長	6,000円				
	・参事	5,000円				
	・診療所長	4,000円				
	・病院 院長	12,000円				
	・ 副院長(医療職)	10,000円				
・ 医長	6,000円					
・ 技師長、士長等	6,000円					

【参考】

手当名	平成17年10月1日以降 支給実績(平成17年度)	
扶養手当	99,618	千円
住居手当	56,552	千円
通勤手当	36,945	千円
単身赴任手当	348	千円
管理職手当	43,299	千円
管理職員特別勤務手当	2,466	千円

(注) 【参考】は、合併後新市での支給実績(富士大和温泉病院を除く。)を記載しています。

5 特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
		(参考) 類似団体における最高/最低額	
給 料	市 長	839,200 円 ( 1,049,000 円 )	1,080,000 円 / 839,200 円
	助 役	745,200 円 ( 828,000 円 )	892,400 円 / 711,000 円
	収 入 役	664,200 円 ( 738,000 円 )	807,500 円 / 621,000 円
	備 考	※市長20%、助役・収入役10%の減額措置中。(H18.1.1~H21.10.22)	
報 酬	議 長	699,000 円 ( — 円 )	718,000 円 / 305,600 円
	副 議 長	613,000 円 ( — 円 )	658,000 円 / 250,700 円
	議 員	559,000 円 ( — 円 )	617,500 円 / 261,500 円
期 末 手 当	市 助 長 役 収 入 役	( 17年度支給割合 ) 3.35 月分	
	備 考	※減額後の給料月額により算出。	
退 職 手 当	議 副 議 長 員	( 17年度支給割合 ) 3.35 月分	
	市 助 長 役 収 入 役	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
		839,200×在職月数×50/100	20,140,800 任期毎
		745,200×在職月数×30/100	10,730,880 任期毎
	664,200×在職月数×20/100	6,376,320 任期毎	
	備 考	※減額後の給料月額により算出。	

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

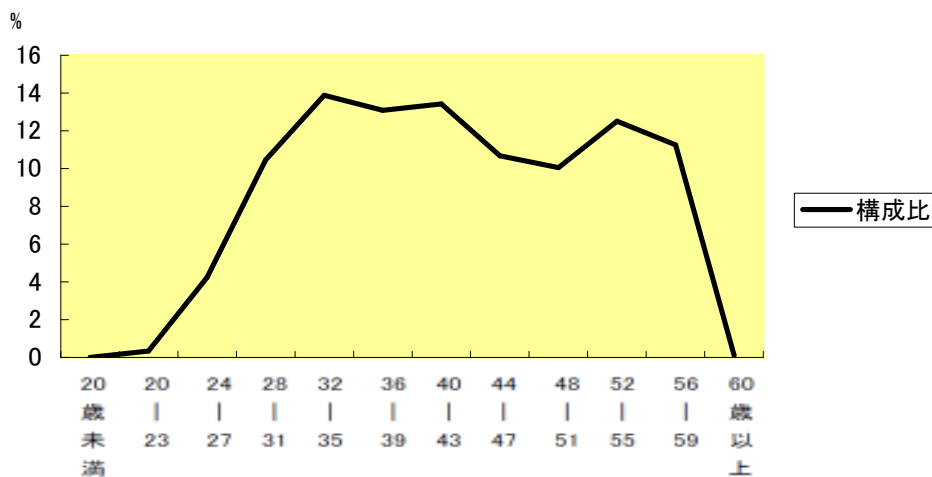
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成17年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	12	19	△ 7	・合併に伴う管理部門の本庁への統合 ・合併に伴う事務の本庁への集約
		総務	309	316	△ 7	
		税務	101	104	△ 3	
		労働	2	2	0	
		農林水産	94	104	△ 10	
		商工	41	37	4	
		土木	152	153	△ 1	
		民生	181	191	△ 10	
		衛生	186	184	2	
	計	1,078	1,110	△ 32	<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.30 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 5.70 人)	
教育部門	244	277	△ 33	公民館運営の地域委託化、学校事務嘱託化		
消防部門						
小計	1,322	1,387	△ 65	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.50 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 7.89 人)		
会営企業等	病院	103	109	△ 6	組織の統廃合、外部委託推進	
	水道	108	122	△ 14		
	交通	62	64	△ 2		
	下水道	64	64	0		
	その他	92	77	15		
小計	429	436	△ 7	地域包括支援センター設置等		
合計	1,751	1,823	△ 72	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.6 人		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計です。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成18年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	74人	183人	243人	229人	235人	187人	176人	219人	197人	2人	1,751人



(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
1,823 人	1,638 人	185 人	10.15 %

(参考) 佐賀市定員適正化計画における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	▲185人

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在)

区分 部門	17年 計画始期	18年 1年目	17年～18年 計	(参考) 数値目標
一般行政	職員数	1,110	1,078	1,063
	増減		△32 (68.1%)	△47
教育	職員数	277	244	196
	増減		△33 (40.7%)	△81
消防	職員数		—	
	増減		( ) %	
公営企業 等会計	職員数	436	429	379
	増減		△7 (12.3%)	△57
計	職員数	1,823	1,751	1,638
	増減		△72 (38.9%)	△185

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。

2 ( ) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。

3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 交通事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
17年度	823,010	△ 111,746	556,086	67.6	—

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
17年度	63	195,099	75,707	80,751	351,557	5,580	6,752 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数です。

##### イ 特記事項

現在行っている給与の減額措置は、以下のとおりです。

区分	減 額 措 置 内 容
特別職	交通局長の給料の30%を減額
一般職	給料及び期末・勤勉手当を10%～20%減額
	管理職手当の20%を減額

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成18年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基 本 給	平均月収額
佐賀市交通事業	42.2 歳	281,061 円	465,022 円
市町村平均	45.7 歳	340,971 円	558,806 円

- (注) 1 「平均年齢」は、10進法で表示しています。  
2 「基本給」とは、給料及び扶養手当の合算額です。  
3 「平均月収額」とは、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当などの全ての諸手当を含んだ1人あたりの平均年収額を12で除したものです。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

佐賀市交通事業		佐賀市(一般職)	
1人当たり平均支給額(平成17年度) 1,273 千円		1人当たり平均支給額(平成17年度) — 千円	
(平成17年度 支給割合)		(平成17年度 支給割合)	
期末手当 3.0 月分 ( 1.6 ) 月分	勤勉手当 1.45 月分 ( 0.75 ) 月分	期末手当 3.0 月分 ( 1.6 ) 月分	勤勉手当 1.45 月分 ( 0.75 ) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 —		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 —	

- (注) 1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。  
2 佐賀市(一般職)の1人当たりの平均支給額については、4(1)期末手当・勤勉手当をご覧ください

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

佐賀市交通事業			佐賀市（一般職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額	19,117 千円		1人当たり平均支給額	— 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成15～17年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 佐賀市(一般職)の一人当たり平均支給額は、4(2)退職手当をご覧ください。

ウ 時間外勤務手当

支給実績(平成17年度決算)	50,387 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	795 千円
支給実績(平成16年度決算)	66,907 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	973 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度との異同	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり の平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000 円</li> <li>・扶養親族2人まで:1人につき 6,000 円</li> <li>※配偶者が扶養親族でない場合:</li> <li style="padding-left: 20px;">扶養親族1人目 6,500 円</li> <li>※配偶者がいない場合:</li> <li style="padding-left: 20px;">扶養親族1人目 11,000 円</li> <li>※16歳から22歳までの子:</li> <li style="padding-left: 20px;">1人につき 5,000円加算</li> </ul>	同じ	—	15,277 千円	242,492 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借家、借間 支給限度額 27,000円</li> <li>・持家 2,000 円</li> <li>※新築・購入後5年目まで 3,000円</li> </ul>	同じ	—	5,081 千円	80,651 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>6カ月定期券代又は通勤距離に応じて支給 (通勤距離2km未満は支給なし)</li> <li>・交通機関利用者(電車・バス等): 支給限度額 55,000円</li> <li>・交通用具利用者(自動車・バイク等): 2200円～38,400円</li> </ul>	同じ	—	3,510 千円	55,714 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副局長 59,200円(74,000円)</li> <li>・課長 50,400円(63,000円)</li> <li>・参事 38,400円(48,000円)</li> <li>※手当額の20%の減額措置を実施。 ( )内は、減額前の手当額。</li> </ul>	一部 異なる	減額措置 の内容	1,315 千円	657,600 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副局長 9,000円</li> <li>・課長 8,000円</li> <li>・参事 6,000円</li> </ul>	同じ	—	137 千円	68,500 円

## (2) 水道事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は実 質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
17年度	4,123,724	272,473	834,747	20.2	—

区分	職員数 A 人	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 市町村平均 1人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
17年度	122	512,062	112,375	210,310	834,747	6,842	6,971 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数です。

3 平成17年度の決算額は、合併後新市の水道事業分と合併前旧市町村の水道事業分を合算したものと  
なっています。

#### イ 特記事項

現在行っている給与の減額措置は、以下のとおりです。

区分	減 額 措 置 内 容
特別職	水道局長の給料の10%を減額
一般職	管理職手当の5～15%を減額

### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基 本 給	平均月収額	【参考】平均月収額
佐賀市水道事業	42.9 歳	367,526 円	— 円	平成17年10月1日 以降支給実績 (平成17年度) 583,975 千円
市町村平均	44.8 歳	376,947 円	577,214 円	

(注) 1 「平均年齢」は、10進法で表示しています。

2 「基本給」とは、給料及び扶養手当の合算額です。

3 「平均月収額」とは、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当などの全ての  
諸手当を含んだ1人あたりの平均年収額を12で除したものです。

4 【参考】には、合併後新市の水道事業での支給実績を記載しています。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

佐賀市水道事業		佐賀市（一般職）	
1人当たり平均支給額(平成17年度) — 千円		1人当たり平均支給額(平成17年度) — 千円	
(平成17年度 支給割合)		(平成17年度 支給割合)	
期末手当 3.0 月分 ( 1.6 ) 月分	勤勉手当 1.45 月分 ( 0.75 ) 月分	期末手当 3.0 月分 ( 1.6 ) 月分	勤勉手当 1.45 月分 ( 0.75 ) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 —		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 —	

【参考】 1人当たりの平均支給額

平成17年10月1日 以降支給実績 (平成17年度)	1,725 千円
----------------------------------	----------

(注) 1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 【参考】は、合併後新市の水道事業での支給実績を記載しています。

3 佐賀市(一般職)の1人当たりの平均支給額については、4(1)期末手当・勤勉手当をご覧ください。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

佐賀市水道事業			佐賀市（一般職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額	千円	27,951 千円	1人当たり平均支給額	—	千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成16～17年度に退職した職員に支給された平均額です。  
2 佐賀市(一般職)の1人当たりの平均支給額については、4(2)退職手当をご覧ください。

ウ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績(平成17年度決算)		—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)		—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成17年度)		—	%
手当の種類(手当数)		4 種類	
手当の名称	支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
業務手当 (18年4月から廃止)	全職員(管理職を除く)	水道事業に従事	月額 給料月額×3.5%
交替勤務手当	浄水課又は大和事務所に勤務する交替勤務職員	交替勤務に従事した場合。	1回当たり 550円
危険手当	浄水課又は大和事務所に勤務する企業職員	電圧電線作業、電気機械作業、塩素取扱作業、水質試験業務に従事した場合	月額 1,800円
選任手当	法令により選任を必要とする職務に従事し、管理者が指定した職員	電気主任技術者、酸素欠乏危険作業主任者、特定化学物質等作業主任者、廃棄物処理施設技術管理者	月額 3,000円

【参考】特殊勤務手当

平成17年10月1日以降 支給実績(平成17年度)	9,282 千円
------------------------------	----------

(注) 【参考】は、合併後新市の水道事業での支給実績を記載したものです。

ウ 時間外勤務手当

支給実績(平成17年度決算)	—	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	—	千円
支給実績(平成16年度決算)	—	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	—	千円

【参考】時間外勤務手当

平成17年10月1日以降 支給実績(平成17年度)	21,848 千円
------------------------------	-----------

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。  
2 【参考】は、合併後新市の水道事業での支給実績を記載したものです。

オ その他の手当（平成18年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度との異同	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり の平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000 円</li> <li>・扶養親族2人まで:1人につき 6,000 円</li> <li>※配偶者が扶養親族でない場合: 扶養親族1人目 6,500 円</li> <li>※配偶者がいない場合: 扶養親族1人目 11,000 円</li> <li>※16歳から22歳までの子: 1人につき 5,000円加算</li> </ul>	同じ	—	— 千円	— 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借家、借間 支給限度額 27,000円</li> <li>・持家 2,000 円</li> <li>※新築・購入後5年目まで 3,000円</li> </ul>	同じ	—	— 千円	— 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>6カ月定期券代又は通勤距離に応じて支給 (通勤距離2km未満は支給なし)</li> <li>・交通機関利用者(電車・バス等): 支給限度額 55,000円</li> <li>・交通用具利用者(自動車・バイク等): 2200円～38,400円</li> </ul>	同じ	—	— 千円	— 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副局長及び副理事62,900円(74,000円)</li> <li>・課長 56,700円(63,000円)</li> <li>・所長及び参事 45,600円(48,000円)</li> <li>※手当額の5～15%の減額措置を実施。 ( )内は、減額前の手当額。</li> </ul>	同じ	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副局長及び副理事 9,000 円</li> <li>・課長 8,000 円</li> <li>・所長及び参事 6,000 円</li> </ul>	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>正規の勤務時間として午後10時から翌日の 午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×0.25×時間数</li> </ul>	同じ	—	— 千円	— 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>1回につき 6,100円～6,200円。</li> <li>※年末年始は1回につき 9,800円。</li> </ul>	異なる	支給額	— 千円	— 円

【参考】

手当名	平成17年10月1日以降 支給実績(平成17年度)
扶養手当	10,717 千円
住居手当	5,742 千円
通勤手当	2,962 千円
管理職手当	3,329 千円
管理職特別勤務手当	0 千円
夜間勤務手当	1,539 千円
宿日直手当	3,088 千円

(注) 【参考】は、合併後新市の水道事業での支給実績を記載しています。